

福井県工事請負契約約款 新旧対照表

改正後 (R8.4.1～)	改正前
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事および設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、受注者は、発注者または監督職員の調整に従い、当該第三者または当該他の機関の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者または監督職員の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p>

2 (略)

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 (略)

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2～8 (略)

9 発注者は、第5項または第6項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 (略)

3 (略)

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2～8 (略)